

安曇野庁舎来庁者駐車場使用基準

(目的)

第1条 この基準は、安曇野庁舎来庁者駐車場（以下「駐車場」という。）を使用するための必要な事項を定めることにより、良好な使用環境を維持し、適正な使用の推進を図ることを目的とする。

(使用対象者)

第2条 駐車場は、庁舎内で開催される会議等への参加者及び各入庁機関への来庁者等、安曇野庁舎を利用する者が使用することができる。

2 前項に定める者以外は、原則として使用を認めない。ただし、安曇野建設事務所長（以下「駐車場管理者」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用時間)

第3条 来庁者が駐車場を使用することができる時間は、土日、祝日及び12月29日～1月3日（以下「閉庁日」という。）を除く日の8時30分から17時15分までとする。

2 前項に定める時間以外は、原則として使用を認めない。ただし、駐車場管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(一般開放)

第4条 県民及び観光者等の利便性確保のため、閉庁日については一般に開放する。

(目的外使用者への退去要請)

第5条 駐車場管理者は、第2条及び第3条の規定に反する車両を確認した場合は、張り紙等により駐車場からの退去を求めるものとする。また、これに応じず長期間駐車を続ける場合は、管轄する警察署へ通報し、退去要請を依頼する。

(事故等の責任)

第6条 駐車場管理者は、駐車場内での事故、盗難及び破壊等、駐車場管理者の責めによらずに生じた損害に対し、一切の責任を負わない。

附 則

この基準は、平成25年6月3日から施行する。